

三股町公告第4号

都市計画法（昭和43年法律第百号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により都城広域都市計画道路を変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

尚、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに町長に意見書を提出することができる。

平成31年2月18日

三股町長 木佐貫 辰生



1. 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画道路
2. 都市計画の変更に係る事項
都市計画道路中3・5・2号病院通線ほか3路線を次のように変更する。
都市計画道路中3・5・6号新馬場五本松線及び3・6・6号東原通線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・2号	病院通線	三股町大字樺山字栗原	三股町大字樺山字大工原	三股町大字樺山字栗原	約820m	地表式	2	12m	幹線街路と平面交差3箇所	起点・延長の変更、車線数の決定
	3・5・5号	新馬場榎堀線	三股町大字樺山字榎堀	三股町新馬場	三股町大字樺山字中原	約900m	地表式	2	12m	幹線街路と平面交差3箇所	起点・延長、位置表記の変更、車線数の決定
	3・6・2号	三股都城線	三股町大字樺山字東原	三股町稗田	三股町大字樺山字榎堀	約2,370m	地表式	2	11m	幹線街路と平面交差4箇所	交差点、位置表記の変更、車線数の決定
	3・6・5号	山王原早水線	三股町大字樺山字松原	三股町大字樺山字花見原	三股町大字樺山字中原	約2,580m	地表式	2	11m	JR日豊本線と立体交差1箇所 幹線街路安久今市線との立体交差1箇所 幹線街路と平面交差5箇所	交差点の変更、車線数の決定

「区域及び構造は計画図のとおり」

3. 都市計画変更の案の縦覧期間
平成31年2月18日から平成31年3月4日まで
4. 縦覧場所
三股町役場都市整備課（三股町五本松1番地1）

（「計画図」は省略し、都市計画の変更の案の縦覧場所に図書を備え置いて縦覧に供する。）